
特定構造計算基準等のうち 小規模建築物の審査について (小規模伝統的木造建築物等基準審査)

日本 ERI 株式会社では、建築基準法第6条の3第1項ただし書き第二号、同法第18条第5項ただし書き第二号に規定される「特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準のうち小規模建築物」の審査(小規模伝統的木造建築物等基準審査※¹)を行っています※²。

小規模伝統的木造建築物等基準審査を行うため当該審査手数料が必要になりますので、ご注意ください。

また、他の構造計算適合判定機関で適合性判定を受けた場合でも、判定が小規模伝統的木造建築物等基準審査に係るもので当社に確認申請する場合は、建築基準法の規定により当社の小規模伝統的木造建築物等基準審査を要することから、当該審査手数料が必要となりますのでご注意くださいようお願い申し上げます。

以上

※¹ 第20条第1項第四号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士が設計又は法適合確認したものに限ります。

※² 現時点では、本社確認評価部のみとし、計算方法は保有水平耐力計算(認定プログラム利用を除く)を対象とした審査を行うこととします。保有水平耐力計算以外は設計・審査基準の解説書等が整備された後にご相談ください。